

募集

11月13日(水)から申込みを開始します
令和2年度①保育園等に入園・
②学童クラブに入会する児童

就労などにより、①保護者が家庭で保育できない児童②保護者が昼間家庭にいない小学1～6年生の児童【入会・入園のしおり】子育て支援課、児童センター、松山・野塩地域市民センター、男女共同参画センター、生涯学習センター(①は市内各認可保育園、②は各学童クラブ・市内5歳児までの在籍の保育園などでも)で配布(市ホームページからもダウンロード可) ①一次募集は11月13日～12月4日、二次募集は一次募集終了後から令和2年2月14日まで②

一次募集(新1～3年生)は11月13日～12月4日、二次募集(新1～6年生)は12月11日～令和2年1月24日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時に受け付け)に必要書類を持参し、直接子育て支援課①保育・幼稚園係 ☎042-497-2086②学童クラブ係 ☎042-497-2089へ

※郵送での受け付けはできません。



①の詳細はこちら ②の詳細はこちら

「児童扶養手当」が年6回払いになります

「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の支払い回数が見直されました。

現行、4か月分・年3回の支払いとなっていますが、令和元年11月分から2か月分を年6回の奇数月に支払います(図1参照)。

支払い月が変わる令和元年11月分は、8月～10月までの3か月分を、それ以降は支払い月の前月分までの2か月分を支払います(図2参照)。

子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

【図1】改正後(年6回支払い)

1月支払い		3月支払い		5月支払い		7月支払い		9月支払い		11月支払い	
前年11月	前年12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月

【図2】令和元年度(切り替え年度) 8月支払い分～

令和元年8月支払い				11月支払い			令和2年1月支払い		令和2年3月支払い	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年1月	令和2年2月

支払い月変更のため、8～10月の3か月分を11月に支払い

ひとり親家庭等医療費助成制度の現況届の提出は11月29日(金)まで

「ひとり親家庭等医療費助成制度」の現況届は、年に1度提出していただき、要件に引き続き該当するかを確認するものです。11月初旬に対象の方へ現況届を郵送します(児童扶養手当の現況届とともに既に提出された方を除く)。要件に該当する方でも、届出をしないと医療費助成を受けること

ができません。また、手続きは申請者である本人のみ可能です。 ①11月29日(必着、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～正午・午後1時～5時に受け付け)までに直接窓口または郵送で子育て支援課助成係 ☎042-497-2088へ ※松山・野塩出張所、市民課土曜窓口では受け付けていません。

第35回私の体験・主張発表会

清瀬市健全育成委員会(委員長・五中校長 堀内雅之)は「第35回私の体験・主張発表会」を開催します。今年度は作文898点、ポスター867点、学習発表作品74点が寄せられました。当日は、大賞受賞者による作文などの発表や作品展示があります。また、ポスター作品については、

下記期間、展示を行います。ぜひ、お越しください。 ◆発表会 = ①11月9日(土)午前10時～②清瀬けやきホール ◆作品展示 = ③12月14日(土)～22日(日)の月曜日を除く午前9時～午後5時 ④郷土博物館 ⑤いずれも事務局・二中副校長・長田 ☎042-493-6312

消費生活講座16 おそうじ講座

お正月に向けてキッチンやピッカピカに！おそうじのコツを学び、年末の大そうじに備えよう！先着24人。 ①12月3日(火)午前10時～正午 ②消費生活センター ③環境・シャボンの会 ④佐藤道子氏 ⑤雑巾、新聞紙(朝刊1日分程度)、汚れの

付いた湯飲みや鍋など汚れを落としたいもの ※保育あり(6か月～未就学児。先着3人。要予約)。 ①11月1日からの平日午前9時～午後5時に直接窓口または電話で消費生活センター ☎042-495-6211へ

学校選択制度

希望により、清瀬市立中学校全5校から入学する学校を選択できる制度です。 ①令和2年4月に清瀬市立中学校へ入学する新1年生の生徒 ②印鑑 ③11月1日～29日(土・日曜

日、祝日を除く)に直接教育総務課学務係 ☎042-497-2539へ ※申請者が下表の定員を超えた場合は12月17日(火)に抽選を行い、12月下旬に結果を通知します。

中学校名	清中	二中	三中	四中	五中
受け入れ予定人数(人)	50	25	28	10	20

消費生活講座17 終活講座⑤

相続は身近な問題です。平成30年に改正された相続法の内容を紹介しながら相続制度について解説します。先着35人。 ①12月11日(水)午後2時～4時 ②消費生活センター ③司法書士 吉田徹氏

※保育あり(6か月～未就学児。先着3人。要予約) ①11月1日からの平日午前9時～午後5時に直接窓口または電話で消費生活センター ☎042-495-6211へ

シニアカレッジ(後期)

市内在住・在勤で55歳以上の方 ①内 下表のとおり ②生涯学習センター ③土・日曜日、祝日を

除く午前8時30分～午後5時に電話で生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-495-7001へ

講座名・講師	日時	内容・定員
クリスマス! みんなで合作おりがみ ①桑原妙子氏	11月5日(火)・12日(火)・26日(火)・12月3日(火)午後2時～4時(全4回)	チームでクリスマスの合作おりがみを制作します。定員44人 ①1,000円(材料費)
オリンピックと世界史 ①鈴木敏彦氏	令和2年1月14日(火)・21日(火)・28日(火)午後2時～4時(全3回)	東京2020大会開催年に、オリンピックの背景にある西洋史への理解を深めてみませんか。定員60人
清瀬シニア女子大学～女性学と人権(女性限定) ①鶴田敦子氏他	令和2年2月14日(金)・21日(金)・28日(金)、3月6日(金)午後2時～4時(全4回)	清瀬のシニア女性の皆さん、女性の人権や女性学を学び、内面の若返りをしましょう。定員60人

耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修をした住宅をお持ちの方は固定資産税の減額の申告を

①耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修減額 定められた条件を満たす耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修を行った家屋については、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度の当該家屋に係る固定資産税額が減額されます(期間内に申告ができず、特段の事情があると認められる場合はこの限りではありません)。 なお、耐震改修または熱損失防止(省エネ)改修が、長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、減額割合が拡充されています。 ②◆耐震改修 = 昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、令和2年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう改修工事を行った住宅 ◆バリアフリー改修 = 新築された日から10年以上経過した住宅で、令和2

年3月31日までにバリアフリー改修工事を行った住宅 ◆省エネ改修 = 平成20年1月1日以前から所在する住宅で、令和2年3月31日までに省エネ改修工事を行った住宅(いずれも一定の要件に該当する場合) ②要安全確認計画記載建築物等の耐震改修家屋の減額 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物について、政府の補助を受けて、令和2年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行った場合、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度から2年間、当該家屋に係る固定資産税額が減額されます。 ③課税課固定資産税係 ☎042-497-2042